



福井労基発 0603 第 1 号
令和 3 年 6 月 3 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
福井県支部長 殿

福井労働局労働基準部長



道路貨物運送業における労働災害防止の徹底について

平素は、労働災害の防止に御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、福井県内の道路貨物運送業における労働災害発生状況については、休業 4 日以上死傷者数が平成 30 年から 2 年連続して増加しており、令和 3 年に入っても 5 月末時点において前年同時期比より増加している状況にあります。

また、死亡者については前年交通事故で 2 人発生しており、今年に入っても 4 月、5 月連続で発生しています。

つきましては、死亡災害の撲滅及び休業災害の増加に歯止めをかけるため、別添チラシを作成しましたので、貴会員事業場へ配布する等により、労働災害防止の周知、徹底について、御協力方お願い申し上げます。

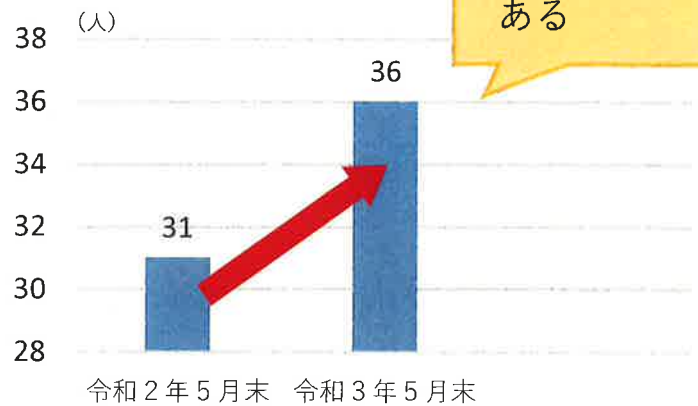
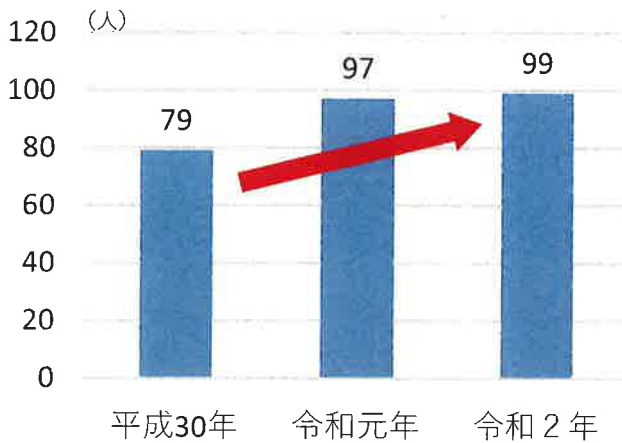
道路貨物運送業の労働災害が増えています！

1 はじめに

福井県内の道路貨物運送業における労働災害は、平成30年から増加傾向にあり、死亡災害も発生しています。労働災害の発生状況と対策をまとめましたので、労働災害防止のための取組をお願いします。

2 道路貨物運送業における労働災害の発生状況

休業4日以上の死傷者数



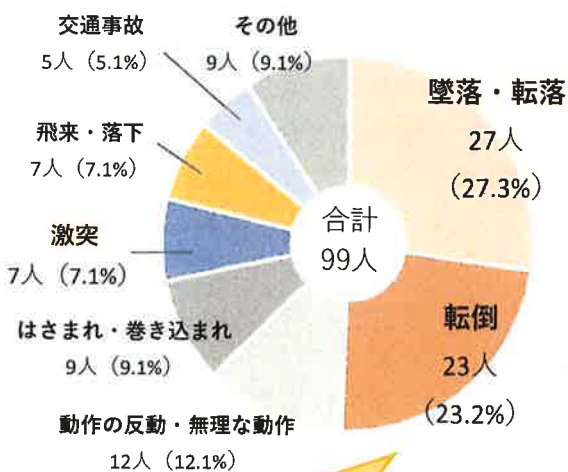
令和3年も増加傾向にある

死亡災害発生状況

※死亡災害は全て交通事故

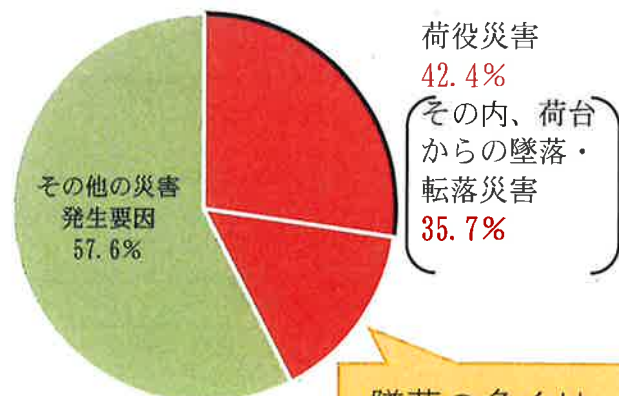
年 別	令和元年	令和2年	令和3年5月末
死亡者数	1人	2人	2人

令和2年事故の型別発生割合



最も多い災害は、墜落・転落災害である

荷役作業災害発生割合



荷役災害

42.4%

その内、荷台からの墜落・転落災害

35.7%

墜落の多くは荷台からの墜落・転落災害である

3 交通労働災害防止のために

福井県内では、令和元年から毎年交通労働災害による死亡災害が発生しており、令和3年に入ってもすでに2人の尊い命が失われています。交通労働災害を防止するためには、ただ単に「交通事故を起こすな！」ではなく、交通事故を起こさないための職場づくりが必要です。そのため経営トップは、大切な社員のために以下の項目について労使一体となって交通労働災害防止に取り組んでください。

- ◆交通安全推進体制の確立
経営トップの熱意と明確なコミットメント
- ◆交通安全活動の全社的展開
社員一人ひとりが主体的に交通安全活動に取り組む風土の醸成
- ◆ドライバーへの取り組み
事業場一丸となった交通安全教育の実施
- ◆危険の見える化
車両の運転席等に交通法規順守の掲示

4 荷役災害防止のために

令和3年5月末時点において、休業4日以上之死傷災害が36人発生しており、その内13人が荷役作業による荷台からの墜落災害です。

災害事例

- トラック荷台上でシートを張る作業を行っていたところ、荷台後部より後ろ向きに墜落した。（休業6か月）
- トラック荷台に荷を積み込んだ後、荷台から降りる際に足を滑らせて墜落した。（休業2週間）
- トラック荷台に荷を積み、シートも掛け終えた後、昇降用はしごから降りる際に足を滑らせて墜落した。（休業2か月）

荷役災害を防止するための主な項目

- ◆荷台の上での作業については、できるだけあおりに取り付ける簡易作業床や移動式プラットフォーム等を使用するなどして、荷台のあおりに乗っての作業を避ける。
- ◆荷締め、シート掛け等の作業について、できる限り地上で行う。
- ◆墜落制止用器具を取り付ける設備がある場合は、墜落制止用器具を使用する。
- ◆荷台の上で作業を行う場合は、荷台端付近で荷台外側に背を向けないようにし、後ずさりしない。
- ◆雨天時等、滑りやすい状態で作業を行う場合には、耐滑性のある靴を使用する。
- ◆荷台への昇降は、昇降設備を使用する。
- ◆荷台や運転席への昇降については、三点支持（手足の4点のどれかを動かす時に残り3点で支持すること）を実施する。

